

資金提供形態等に関する論点（メモ）

《 資金提供形態の在り方について 》

< 現状 >

- ・ 委託、補助（機関、個人）等の形態があるが、制度に対し、経理責任を直接に研究者個人が負うのは個人補助制度のみ。
- ・ 個人補助制度については、経理の機関への委任等が進められているが、なお、個人経理による制度も見受けられる。
- ・ ただし、個人補助制度において、経理を機関に委任した場合も、制度上は、研究者個人に対する補助制度であり、機関の責任はあくまで研究者を介した間接的なものである。
- ・ また、機関の関与が、事実上形式的な委任となっているとの実態も指摘されている。
- ・ 個人補助制度は、研究者の所属機関異動の場合の移し替えが比較的容易である等の利点があるとの意見もある。

< 検討の方向 >

・ 競争的研究資金が拡充する中で、研究者の競争的研究資金の獲得状況に応じた処遇等を行い、研究が適切に行われるよう、大学等において、従来以上にマネジメント体制を整備すべき。また、このために間接経費を活用すべきではないか。

・ 研究者個人に、高額な経費の管理責任を負わせることが適当か。

- 個人補助制度の経理を機関に委任する場合、研究者個人にその責任を負わせつつ、研究者が直接監督権限を持たない経理担当者に業務を行わせることとなる。
 - 個人補助制度における研究費の不正流用問題については、制度に対する直接の責任が研究者個人にあるため、研究機関としての不正抑止の取り組みが十分に機能していないのではないか。
- . 個人補助制度を継続する場合、所属機関による申請の承認、経理等は機関において研究を適切に実施する上で必要ではないか。
- 研究者と所属研究機関における業務内容等の把握に関しては、機関においてその関係が定められるべきではないか。(競争的研究資金制度により研究者に対し求められる機関の関与は必要最小限であるべきではないか。)
- . 研究機関の雇用者である研究者の実施する研究に係る経費等は、研究機関が直接に制度に対する責任を負って交付を受け、管理すべきではないか。
- 研究機関が直接に制度から経費の交付を受けるように改める場合、研究者の異動に伴う研究費の移し替え、国の組織に対しての研究費の交付、研究実施に係る研究者の裁量確保等について、支障を生じない、制度設計、運用が行われる必要があるのではないか。
 - 今後、研究費に研究者本人の人件費を含めるとした場合、研究者の給与設定、支給は研究機関においてなされるべきものであり、機関に対して直接的に経費を交付する形態を取るべきではないか。